

# 令和7年度 「里山林活性化による多面的機能発揮対策」の概要

北海道水産林務部森林海洋環境局  
森林海洋環境課木育推進係

## ～ 目 次 ～

- ・ はじめに
- ・ R 6からの変更点について
- ・ 令和7年度林野庁予算概算決定の概要
- ・ 里山林活性化による多面的機能発揮対策とは
- ・ 支援メニューと国の交付額
- ・ 交付金等の交付の流れ
- ・ 交付金と道・市町村による補助
- ・ 交付金等を受けるための要件等
- ・ R 6からR 7への移行の考え方

# はじめに

森林・山村多面的機能発揮対策は、令和7年度（以下「R7」とする）から「里山林活性化による多面的機能発揮対策」として実施することとなる見込みです。

| R6             | R7                 |
|----------------|--------------------|
| 森林・山村多面的機能発揮対策 | 里山林活性化による多面的機能発揮対策 |

本日は、令和6年度（以下「R6」とする）からの変更点を踏まえつつ、事業の概要について説明します。

- ※ なお、個々の名称（メニュー名等）については、国により今後、微修正がある可能性があります。
- ※ 本日の説明資料は、令和7年1月9・10日に林野庁主催で 都道府県及び地域協議会向けに実施された、「令和7年度森林・山村地域活性化振興対策オンラインミーティング」での説明資料から作成しています。
- ※ 国の改正後の要綱・要領はまだ示されておりませんので、今後、内容が変更になることがありますので、ご承知置きください。

# R 6からの変更点について（抜粋）

- 事業名を変更（前述のとおり）
- 活動組織について、新たに「山村活かし隊」の呼称を導入し、引き続き支援。
- 事業の流れについて、交付金の流れを地域協議会に一本化。これに伴い、都道府県・市町村向けの推進交付金を廃止。



- 地域協議会等の取組のうち、交付に係る事務以外の取組について、これまでの「活動組織への支援等」という一括した位置づけから、事業の流れを「確保」・「育成」・「実践」と整理した上で各段階の取組を明確化して位置づける形に変更。
- 年間の活動計画においてメインメニューの実施を必須とし、活動計画の内容に応じて、追加メニューを選択。
- メインメニューを再編・新規設定し、対象となる活動及び単価を変更。

# 令和7年度林野庁予算概算決定の概要（抜粋）

## 森林・山村地域活性化振興対策

令和7年度予算概算決定額 951,082 (851,082) 千円 (国費)

※( )内の数字は令和6年度予算額

### <目的>

林業事業体による経営管理がされにくい、二次林や人工林等が混在する地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るため、里山林の整備・活用に取り組む組織（山村活かし隊）の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援。

※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、アイデアと技術を活かして、地域の森林資源から収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

### <事業の内容>

#### 里山林活性化による多面的機能発揮対策 951,082千円

林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備・活用を通じて、山村集落の維持・活性化を図るため、下記の取組を実施します。

- ① 里山林の整備・活用に取り組む「山村活かし隊」に関する説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 山村活かし隊の活動成果の評価検証等 を実施します。

# 令和7年度林野庁予算概算決定の概要（PR資料）

## 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち 森林・山村地域活性化振興対策

【令和7年度予算概算決定額 951,082 (851,082) 千円】

### <対策のポイント>

林業事業体による経営管理がされにくい、二次林や人工林等が混在する地域に身近な里山林の整備を促進し、森林の多面的機能の発揮や山村集落の維持・活性化を図るために、里山林の整備・活用に取り組む組織（山村活かし隊）の確保・育成、「半林半X」※も含めた活動の実践を支援します。  
※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、アイデアと技術を活かして、地域の森林資源から収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

### <事業目標>

登録後5年以上継続的に活動している山村活かし隊の割合（70% [令和11年度]）

### <事業の内容>

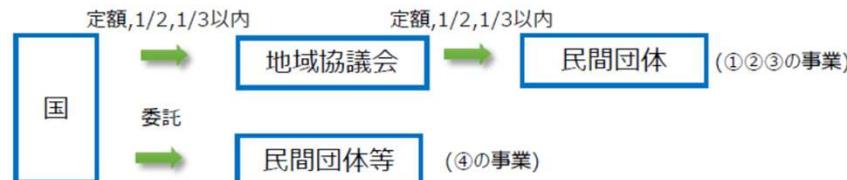
**里山林活性化による多面的機能発揮対策 951,082 千円**

林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備・活用を通じて、山村集落の維持・活性化を図るため、

- ① 里山林の整備・活用に取り組む「山村活かし隊」に関する説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 山村活かし隊の活動成果の評価検証等

を実施します。

### <事業の流れ>



確保

育成

実践

### <事業イメージ>

- 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催
- 里山林の整備・活用の実践に取り組みたい者に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施
- 山村活かし隊が行う里山林の整備・活用の実践支援

| 地域活動型                                      | 複業実践型                                   |
|--|---|
| 地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援<br>最大12.0万円/ha    | 地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援<br>最大33.2万円/ha |
| 半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援<br>最大19.1万円/ha |   |

上記活動に必要となる路網の作設・改修、資機材の整備、関係人口の受入環境整備・調整、その他集落活動への支援  
アドバイザーの派遣等による活動サポート



# 里山林活性化による多面的機能発揮対策とは

地域住民や森林所有者等が協力して行う里山林の保全管理や森林資源を利活用するための活動に対する支援

## 現場のニーズ

- ・荒れている里山林の手入れや景観維持・保全活動を行いたい
- ・薪やシイタケ原木など森林資源を活用して、里山林を活性化したい
- ・森林空間を活用した取組により、里山林を活性化したい



- ・森林整備のための歩道を作りたい
- ・整備した森林をみんなで活用したい



## メインメニュー

### 地域活動型

- ・地域住民等が地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援  
**※資源活用の取組が必須事項**

### 複業実践型

- ・半林半X等により本格的に森林資源を活用する活動への支援

## 追加メニュー

- 歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修
- 関係人口の創出、維持活動
- 資機材の購入・設置
- 活動推進費

(上記メインメニューと組み合わせて実施)

# 支援メニューと国の交付額（メインメニュー）

メインメニュー

※見回りのみの活動では支援対象とならない

| メニュー名             | 国の交付単価                                       | 対象の活動  |
|-------------------|--|--|
| 地域活動型<br>(森林資源活用) | 初年度 120千円/ha<br>2年目 116千円/ha<br>3年目 112千円/ha | <p>雑草木の刈払・集積・処理、落ち葉搔き、歩道・作業道の作設・改修、地拵え、植栽、播種、追肥、不要萌芽の除去、緩衝帯・防火帯作設のための樹木の伐採・搬出、風倒木・枯損木の除去・集積・処理、土留め・鳥獣害防止柵の設置、木質バイオマス・炭焼き・しいたけ原木・伝統工芸品原料のための未利用資源の伐採・搬出・加工、特用林産の植付・播種・施肥・採集、これらの活動に必要な森林調査・見回り、機械の取扱講習、安全講習、施業技術に関する講習、活動結果のモニタリング、損害保険等</p> <p>※資源活用の取組が必須事項。取組には素材としての利用を原則としつつ、空間としての利用も対象</p> <p>※空間としての利用は、森林レクリエーションサイト（遊歩道、マウンテンバイクコース等）、森林環境教育サイト、各種イベントサイト等を想定</p> <p>※景観としての利用は、活動対象となる森林を含む景観が利用されていることが地域において認知されていることが認められる場合に対象</p> |
| 地域活動型<br>(竹林資源活用) | 初年度 300千円/ha<br>2年目 300千円/ha<br>3年目 270千円/ha | 道は竹林が無いので対象外   |
| 複業実践型             | 初年度 191千円/ha<br>2年目 176千円/ha<br>3年目 162千円/ha | <p>地域活動型で対象となる活動及び間伐木の伐採、運搬、処理</p> <p>【採択要件等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格の保有</li> <li>・年度内に1回以上の林業労働安全衛生に関する研修の開催又は受講</li> <li>・一定以上の活動日数（構成員平均で年70日以上）</li> <li>・間伐材等の搬出量の目標設定</li> </ul>   |

# 支援メニューと国の交付額（追加メニュー）

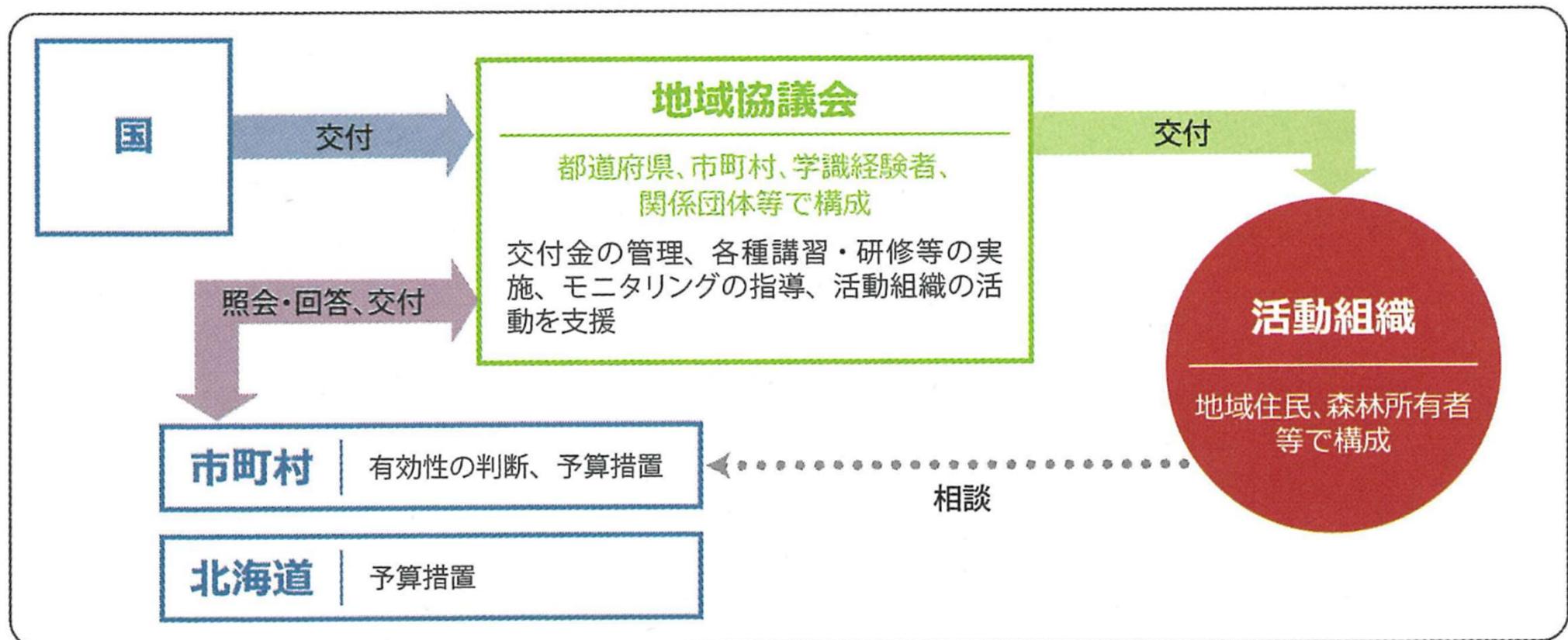
追加メニュー

※3年間の計画の中でメインメニューと組合せて実施

| メニュー名        | 国の交付単価       | 対象の活動  |
|--------------|--------------|--|
| 森林機能強化タイプ    | 800円/m       | <p>歩道や作業道等の作設・改修、鳥獣害防止柵の設置・補修、これらの実施前後に必要となる森林調査・見回り<br/>※同一年度・同一箇所でメインメニューと組み合わせて実施（本追加メニューの取組はメインメニューとしての実施は不可。）</p> |
| 関係人口創出・維持タイプ | 最大50,000円/年  | <p>地域外関係者との活動内容の調整、地域外関係者受入のための環境整備、これらの活動に必要な森林調査・見回り、傷害保険等<br/>※10名以上（年2回以上、1回につき5名以上）の地域外関係者が参加する活動を行う必要</p>        |
| 資機材の購入・設置    | 1/2以内又は1/3以内 | メインメニュー及び追加メニューのうち森林機能強化タイプ、関係人口創出・維持タイプ、活動推進費による活動を行うにあたり必要な資機材の購入・設置・賃借  |
| 活動推進費        | 最大38,000円／年  | 活動計画の詳細検討及びそのための境界調査、林況調査、会議等  |

# 交付金等の交付の流れ

(フロー図)



# 交付金と道・市町村による補助

国からの交付額（交付金）は、活動型ごとに定められた  
単価×事業量（面積、延長）を上限

市町村の負担額は、国の交付額の6分の1を目安

北海道の補助額は、当初の国費採択額を基準に6分の1以内を目安

<例>地域活動型（森林資源活用）、森林面積1haとした場合



※交付単価は活動初年度の例になります。

※国の交付額は、1活動組織あたり、年度ごとに上限額が設定される予定です。（昨年度は上限500万）

※市町村の負担は任意です。市町村の負担がない場合は、活動組織には国からの交付金のみが支給されます。

※「活動の実施に必要な機材及び資材の整備」に対する支援は国の交付額のみです。

# 交付金等を受けるための要件等

次の要件を満たす活動組織を設立※し、活動計画を作成して  
北海道森林・山村多面的機能発揮対策地域協議会に申込みを行います。

| 活動組織の要件 |  | ※要件を満たしている団体は新組織を設立せずに申請可能 |
|---------|--|----------------------------|
| 構成員     | <input type="radio"/> 地域住民、森林所有者等、地域外関係者等（3名以上）で構成<br><input type="radio"/> 地域の自治会、NPO法人等が単独で実施、または活動組織の1構成員になることも可能   |                            |
| 活動区域    | <input type="radio"/> 地域住民による里山林の保全・利用を支援することが本事業の目的であるため、原則として活動組織は対象森林と同一都道府県内にあること  |                            |
| 規約・経理   | <input type="radio"/> 活動組織としての規約の作成<br><input type="radio"/> 他の事業と区分した経理   |                            |
| 対象森林    | <input type="radio"/> 森林経営計画が策定されていない森林（面積0.1ha以上）<br><input type="radio"/> 円滑に活動を行えるよう、活動組織の代表者と対象森林の所有者の間で協定を締結<br><協定書の記載事項><br>・協定締結者の住所及び氏名<br>・協定の目的<br>・協定の期間<br>・協定の対象森林<br>・活動計画<br>・その他必要な事項 |                            |
| 活動計画書   | <input type="radio"/> 次の内容を記載した計画書を作成（計画書の作成は交付金の対象外）<br>・活動組織名<br>・活動組織の所在地<br>・取組の背景及び概要<br>・3年間の活動計画<br>・年度別の取組内容<br>・計画図<br>・委託内容<br>・その他必要な事項   |                            |

## ※複業実践型の採択要件等

- ・法人格の保有
- ・年度内に1回以上の林業労働安全衛生に関する研修の開催又は受講
- ・一定以上の活動日数（構成員平均で年70日以上）
- ・間伐材等の搬出量の目標設定

# R6からR7への移行の考え方

【例】同一の場所で引き続き活動することを希望する場合のR6からR7への移行の考え方

| 年度<br>ケース例 | 森林・山村多面的機能発揮対策   |  |          |          | 里山林活性化による多面的機能発揮対策  |   |   |                  |     | 備考          |             |  |
|------------|--|--|----------|----------|---|---|---|------------------|-----|-------------|-------------|--|
|            | R3   | R4   | R5       | R6       | R7  | R8  | R9  | R10              | R11 |             |             |  |
| A          |  |  |          |          | 地(森・竹)<br>① <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | 地(森・竹)<br>② <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | 地(森・竹)<br>③ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | (原則として同一の場所は対象外) |     | II(ア)の場合    |             |  |
| B          |  | 里①<br>竹① <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | 里②<br>竹② | 里③<br>竹③ | 地(森・竹)<br>① <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | 地(森・竹)<br>② <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | 地(森・竹)<br>③ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | (原則として同一の場所は対象外) |     | II(イ) ① の場合 |             |  |
| C          |  |  | 里①<br>竹① | 里②<br>竹② | 地(森・竹)<br>③ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | (原則として同一の場所は対象外)  |   |                  |     |             | II(イ) ② の場合 |  |
| D          |  |  |          | 里①<br>竹② | 地(森・竹)<br>① <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | 地(森・竹)<br>② <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | 地(森・竹)<br>③ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | (原則として同一の場所は対象外) |     | II(イ) ① の場合 |             |  |
| E          |  |  |          | 里①<br>竹① | 地(森・竹)<br>② <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | 地(森・竹)<br>③ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | (原則として同一の場所は対象外)  |                  |     | II(イ) ② の場合 |             |  |
| F          |  |  |          | 里①<br>竹① | 地(森・竹)<br>① <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | 地(森・竹)<br>② <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | 地(森・竹)<br>③ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | (原則として同一の場所は対象外) |     | II(イ) ① の場合 |             |  |
| G          | 里③<br>竹③   | 資①   | 資②       | 資③       | (原則として同一の場所は対象外)  |   |   |                  |     |             |             |  |
| H          | 里②<br>竹②   | 里③<br>竹③   | 資①       | 資②       | 地(森・竹)<br>③ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | (原則として同一の場所は対象外)  |   |                  |     |             |             |  |
| I          | 里①<br>竹① <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | 里②<br>竹②   | 里③<br>竹③ | 資①       | 地(森・竹)<br>② <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | 地(森・竹)<br>③ <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">推</span> | (原則として同一の場所は対象外)  |                  |     | II(ウ) の場合   |             |  |

(凡例) 地域環境保全タイプ(里山林保全)=里、地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備)=竹、森林資源利用タイプ=資、活動推進費=○または□のなかに推(×付きは活動推進費交付不可)、地域活動型(森林資源活用・竹林資源活用)=地(森・竹)、丸数字は年数。

# R 6 から R 7 への移行の考え方

## (共通)

現行の3年間の活動計画を引き継ぐことを基本とし、地域活動型、複業実践型のいずれの場合も、原則として、最大3か年度の活動を交付対象とし、3か年度の活動が終了した森林は、交付金の対象外とする。

## (地域活動型)

|                       |  |  |
|-----------------------|--|--|
| A                     | R 6 までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動を行っていない森林で活動を希望する場合（新規箇所）                       | R 7 を 1 年目として計画を作成する。資源活用の取組は、素材としての利用を原則としつつ、空間及び景観としての利用も可とする。交付単価は新単価を適用。活動推進費の交付可。   |
| C<br>・<br>E           | R 6 までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による地域環境保全タイプの活動を行ったことがある森林で引き続き交付金による活動を希望する場合（継続箇所） | 同一箇所を現行の活動計画の R 6 時点の年数を引き継いだ年数で R 7 の活動計画を作成できる。活動計画書を地域活動型（森林資源活用に変更）に変更する。この場合、現行の活動の継続性を重視し、資源活用の取組の要件は、素材としての利用を原則としつつ、空間及び景観としての利用も可とする。活動推進費は活用実績があれば交付不可。交付単価は新単価の 2 年目もしくは 3 年目を適用する。 |
| B<br>・<br>D<br>・<br>F |  | 新制度への移行に伴い、同一の箇所を、R 7 を 1 年目として、R 7 の活動計画を作成できる。資源活用の取組は、素材としての利用を原則とする。活動推進費は活用実績があれば交付不可。交付単価は新単価を適用。  |

# R 6 から R 7 への移行の考え方

|  |  |   |
|--|--|---|
| H<br>I   | R 6 までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による森林資源利用タイプの活動を行ったことがある森林で引き続き地域活動型の活動を希望する場合 | 同一箇所を現行の活動計画のR 6 時点の年数を引き継いだ年数でR 7 の活動計画を作成できる。活動計画書を地域活動型（森林資源活用に変更）に変更する。活動推進費は活用実績があれば交付不可。交付単価は新単価の2年目もしくは3年目を適用する。 |
| G  | R 6 までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による森林資源利用タイプの活動を3か年度行ったことがある                   | 森林資源利用タイプの支援内容は地域活動型に含まれることから、同一の箇所は、原則として地域活動型のR 7 の活動計画を作成できない。   |
| (複業実践型)  |  |   |
| 要件を満たす場合は、R 6 までに森林・山村多面的機能発揮対策交付金による活動を行ったことがある森林か否かに関わらず、R 7 は、1年目として計画する。 |  |   |

ご静聴ありがとうございました。

北海道水産林務部森林海洋環境局森林海洋環境課

011-204-5516 内線28-822

詳しくは、地域協議会HPや林野庁HPをご覧ください。